

改正案	現行
<p>（国際放送等の開始の届出）</p> <p>第十六条 法第二十五条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 国際放送又は協会国際衛星放送（以下「国際放送等」という。）の種類</p> <p>二 国際放送等の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称</p> <p>三 国際放送にあつては国際放送の業務に用いられる放送局の送信設備の設置場所、協会国際衛星放送にあつては協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置</p> <p>四 国際放送にあつては周波数及び当該周波数を使用して放送をする放送番組において使用する言語、協会国際衛星放送にあつては周波数</p> <p>五 国際放送にあつては、放送時間及び放送時間帯</p> <p>六 業務開始の期日</p> <p>2 法第二十五条の規定による届出をしようとする場合は、別表第一号の様式の届出書により行うものとする。</p> <p>3 法第二十五条の規定による届出は、<u>国際放送にあつては国際放送の種類ごと、放送区域ごと、かつ、国際放送の業務に用いられる放送局の送信設備の設置場所ごと</u>（一の国又は地域を対象とする）</p>	<p>（協会国際衛星放送の開始の届出）</p> <p>第十六条 （略）</p> <p>一 協会国際衛星放送の種類</p> <p>二 協会国際衛星放送の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称</p> <p>三 協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置</p> <p>四 協会国際衛星放送に係る周波数</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第二十五条の規定による届出は、協会国際衛星放送の種類ごと、協会国際衛星放送に係る人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、周波数の一ごと（一の周波数を使用して二以上の放送番組を</p>

る放送区域における国際放送の業務が二以上の放送局の送信設備により行われる場合にあつては、当該放送区域(こと)に、協会国際衛星放送にあつては協会国際衛星放送の種類ごと、協会国際衛星放送に係る人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、周波数の一ごと(一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送をする場合にあつては、放送をする放送番組の一ごと)に行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、法第二十五条の規定による変更の届出(国際放送に係る第一項第四号の周波数のみを変更する場合に限る。)を同時に二以上行う場合は、一の届出書によつて届け出ることができる。この場合において、当該届出書に次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- 一 第一項第三号に掲げる事項
- 二 第一項第四号に掲げる事項の新旧対照
- 三 第一項第五号に掲げる事項
- 四 変更した年月日

(放送の廃止及び休止の認可申請等)

第五十八条 法第八十六条第一項及び第八十九条第一項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)を経て(協会国際衛星放送の業務又は衛星基幹放送の業務の場合にあつては、直接)総務大臣に提出するものとする。

- 一 廃止又は休止しようとする基幹放送局又は協会若しくは放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する

放送をする場合にあつては、放送をする放送番組の一ごと)に行わなければならない。

(放送の廃止及び休止の認可申請等)

第五十八条 (同上)

- 一 (同上)

放送大学学園（以下「学園」という。）の放送の業務

二 廃止又は休止しようとする理由

三 廃止若しくは休止しようとする時期又は休止しようとする期間

2 協会及び学園は、廃止又は休止の認可を受けたときは、遅滞なくその旨を放送によつて告知するものとする。

2 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

第五十八条の二 法第八十六条第一項第二号の総務省令で定める協会国際衛星放送は、一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送を受信することができる世帯数が五百万世帯以上であるものとする。

2 法第八十六条第一項第二号の総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合において、一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の業務を廃止し、又は休止するときとする。

一 一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の放送区域のうち、当該一の外国の放送局以外の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の放送区域に含まれない区域（次号において「特定区域」という。）が、当該区域の自然的社会的条件に特別の事情があるために協会国際衛星放送を受信する者がほとんど見込まれない区域である場合

二 特定区域において、協会国際衛星放送を受信している者が、当該協会国際衛星放送の業務の廃止後においても、当該協会国際衛星放送の放送時間の全部又は大部分について同一の放送番組の放送を行う外国放送事業者（法第二条第八号に規定する外

国放送事業者をいう。)の放送を受信できる場合

(放送廃止届出及び放送休止届出の記載事項等)

第五十九条 法第八十六条第二項及び第三項並びに第八十九条第二項の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、所轄総合通信局長を経て(国際放送(外国の放送局を用いて行われるものに限る。))若しくは協会国際衛星放送の業務又は衛星基幹放送の業務の場合にあつては、直接)総務大臣に提出するものとする。

一 廃止又は休止した基幹放送局又は協会若しくは学園の放送の業務

二 廃止又は休止した理由

三 廃止した年月日又は休止した月日時刻及び時間

2 協会及び学園は、法第八十六条第二項の廃止又は同条第三項及び法第八十九条第二項の休止の場合においては、なるべくその旨を放送によつて告知するものとする。

(放送休止届出の記載事項等)

第五十九条 法第八十六条第二項及び第八十九条第二項の休止の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、所轄総合通信局長を経て(協会国際衛星放送の業務又は衛星基幹放送の業務の場合にあつては、直接)総務大臣に提出するものとする。

一 休止した基幹放送局又は協会若しくは学園の放送の業務

二 休止した理由

三 休止した月日時刻及び時間

2 協会及び学園は、法第八十六条第二項及び第八十九条第二項の休止の場合においては、なるべくその旨を放送によつて告知するものとする。

改正案	現行												
<p>別表第一号（第16条第2項関係）  <u>国際放送等の業務開始</u>（又は変更）届出書</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 住所 日本放送協会会長 氏名（記名押印又は署名）</p> <p>次のとおり<u>国際放送</u>（又は協会<u>国際衛星放送</u>）の業務を開始（又は変更）したので、放送法第25条の規定により届け出ます。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="561 172 663 604">国際放送等の種類（注1）</td> <td data-bbox="561 604 663 1090"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 172 561 604">国際放送等の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称</td> <td data-bbox="367 604 561 1090"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="173 172 367 604">国際放送の業務に用いられる送信設備の設置場所又は協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送</td> <td data-bbox="173 604 367 1090"></td> </tr> </table>	国際放送等の種類（注1）		国際放送等の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称		国際放送の業務に用いられる送信設備の設置場所又は協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送		<p>別表第一号（第16条第2項関係）  <u>協会国際衛星放送の業務開始</u>届出書</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 住所 日本放送協会会長 氏名（記名押印又は署名）</p> <p>次のとおり<u>協会国際衛星放送</u>の業務を開始したので、放送法第25条の規定により届け出ます。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="561 1151 663 1568">協会国際衛星放送の種類（注1）</td> <td data-bbox="561 1568 663 2076"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 1151 561 1568">協会国際衛星放送の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称</td> <td data-bbox="367 1568 561 2076"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="173 1151 367 1568">協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置（注2）</td> <td data-bbox="173 1568 367 2076"></td> </tr> </table>	協会国際衛星放送の種類（注1）		協会国際衛星放送の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称		協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置（注2）	
国際放送等の種類（注1）													
国際放送等の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称													
国際放送の業務に用いられる送信設備の設置場所又は協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送													
協会国際衛星放送の種類（注1）													
協会国際衛星放送の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称													
協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置（注2）													

局に係る人工衛星の軌道若しくは位置 (注2)	
周波数等 (注3)	
放送時間及び放送時間帯 (注4)	
業務開始 (又は変更) の期日	
放送事項 (注5)	
放送区域	

協会国際衛星放送に係る周波数	
業務開始の期日	
放送事項 (注3)	
放送区域	

- 注1 国際放送に係る届出である場合は「短波放送」、「中波放送」、「超短波放送」、協会国際衛星放送に係る届出である場合は「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記載すること。  
(記載例) 「協会国際衛星放送—テレビジョン放送」
- 注2 協会国際衛星放送に係る届出である場合は、別表第六の二の注3に準ずること。
- 注3 国際放送に係る届出である場合は、周波数及び当該周波数を使用して放送をする放送番組の使用言語を記載すること。  
(記載例) 「○○○○○kHz—英語」
- 注4 国際放送に係る届出である場合に限る。
- 注5 外国人向け又は邦人向けの別を記載するほか、国際放送に係る届出である場合は別表第六の一号の注3に、協会国際衛星放送に係る届出である場合は別表第六の二号の注5に準ずること。
- 注6 変更届出である場合は、変更部分に下線を付し、備考としてその他参考となるべき事項を記載すること。

- 注1 「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記載すること。
- 注2 別表第六の二の注3に準ずること。
- 注3 外国人向け又は邦人向けの別を記載するほか、別表第六の二号の注5に準ずること。

注7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。